

感染症発生動向調査事業報告書

— 第 36 報 —

[2017(平成 29)年版]

大阪府

あ い さ つ

感染症発生動向調査事業は、感染症の発生やまん延を防止することを目的とし、感染症の発生状況を把握して動向を分析し、広く情報を提供する事業です。また、実施にあたっては、一般社団法人大阪府医師会、定点医療機関をはじめとする関係各位の多大なるご尽力とご協力を賜っております。2017（平成29年）においても、円滑に事業を進めることができましたこと、この場をお借りして篤く御礼申し上げます。

2017（平成29）年4月より、大阪府立公衆衛生研究所、大阪市立環境科学研究所が統合し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所となりました。同所に設置しております大阪府感染症情報センターにおいては、基幹情報センターとして、引き続き、大阪府全域の感染症情報を集積、解析し、府民及び関係者の皆様に提供いたします。

2017（平成29）年から2018年（平成30）年にかけての大きな動きとしまして、2018（平成30）年1月1日付けで感染症法の改正があり、風しんと百日咳の届出要件等が変更となりました。

風しんについては、届出要件や遺伝子検査の実施について麻しんと同等の対応が求められ、百日咳については、小児科定点把握疾患から全数把握疾患へと移行されました。このような変化に対しましても、今後も関係機関等と連携しながら、迅速な対応を行っていきたいと考えております。

2017（平成29）年末には、全国的にインフルエンザの流行が例年とは異なる動向をみせました。B型の流行が早い段階からみられ、患者報告数も例年より多くなりましたが、本府においても、病原体定点医療機関からの提出検体により、同様の流行状況が確認でき、2018（平成30）年第5週に過去10年で最多の患者報告数となりました。

今後も感染症を取り巻く状況は多様に変化していくことと思われませんが、関係各位におかれましては、本事業の趣旨をご理解いただき、より一層のご協力を賜りますようお願いいたします。あわせて、本報告書を感染症対策の資料として、また府民の健康増進の一助として、ご活用いただければ幸甚です。

本報告書の発行にあたり、感染症発生動向調査委員会の委員並びに関係各位の多大なるご尽力に対し、重ねて深く感謝の意を表します。

2018（平成30）年6月

大阪府健康医療部長 藤井 睦子

目 次

あいさつ

事業概要	1
Ⅰ 定点把握感染症（性感染症を除く）	
1. 2017（平成 29）年のまとめ	3
1) 2017（平成 29）年に注目された感染症	4
2) 感染症別・週別患者報告状況	7
3) 感染症別・ブロック別患者報告状況	8
4) 感染症別・年齢別患者報告状況	9
2. 各感染症状況報告	
1) インフルエンザ定点把握疾患	
インフルエンザ	24
2) 小児科定点把握疾患	
RS ウイルス感染症	26
咽頭結膜熱	28
A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎	30
感染性胃腸炎	32
水 痘	34
手足口病	36
伝染性紅斑	38
突発性発しん	40
百日咳	42
ヘルパンギーナ	44
流行性耳下腺炎	46
3) 眼科定点把握疾患	
急性出血性結膜炎	48
流行性角結膜炎	50
4) 基幹定点報告（週報）対象疾患	
細菌性髄膜炎	52
無菌性髄膜炎	53
マイコプラズマ肺炎	54
クラミジア肺炎（オウム病を除く）	55
感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る）	55

5) 基幹定点報告（月報）対象感染症	
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	56
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	56
薬剤耐性緑膿菌感染症	57
大阪府医師会より 2017年感染症の動向	58
[各感染症データ]	60
II 定点把握感染症（性感染症）	
1) はじめに	89
2) 概況	89
3) 疾患別患者数	89
4) 男女別患者数	90
5) 月別患者数	91
6) 年齢階級別患者数	91
III 一～五類全数把握感染症	
1. 一類感染症	101
2. 二類感染症	101
3. 三類感染症	101
4. 四類・五類感染症（全数把握分）	105
IV 検査情報	
1. ウイルス検査情報（大阪府・大阪市・堺市）	109
2. 細菌検査情報	122
V その他	
感染症情報解析評価委員会「今週のトピックス」	129
実施要綱、設置要領、規約等	151
感染症発生動向調査委員会名簿	159
VI 指定届出機関一覧	
小児科・疑似症定点	161
内科・疑似症定点	167
眼科定点	174
STD・疑似症定点	175
基幹・疑似症定点	177

2017（平成 29）年における事業概要

感染症発生動向調査事業は、大阪府内の医療機関及び、府内の政令市・中核市の協力のもと実施している。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）では、一類から五類感染症（全数把握と定点把握）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の 113 感染症を対象感染症とし、情報の収集、分析、提供・公開を行っている。

本事業で定点把握対象の五類感染症の発生状況を届け出る「指定届出機関（定点）」は、インフルエンザ定点、小児科定点、眼科定点、STD 定点および基幹定点からなっている。また、平成 20 年 4 月 1 日より感染症法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症について、疑似症定点からの報告を受けている。

平成 29 年 12 月末の指定数は、インフルエンザ定点 307、小児科定点 201、眼科定点 52、STD 定点 67、基幹定点 18、疑似症定点 470 である。

1 患者情報の収集

ファクシミリ等の活用により、医療機関からの患者情報を、全数把握対象感染症は直ちに（五類感染症にあつては一部を除いて 7 日以内に）、定点把握対象感染症は週報（一部月報）で収集している。さらに、収集した情報はコンピュータオンラインシステムにより国立感染症研究所（中央感染症情報センター）に報告している。

2 情報の解析・評価

学識経験者、医療関係団体・医療施設等の代表者、関係行政機関の職員等により構成される感染症発生動向調査に係る委員会において、収集した情報の解析・評価を行っている。

3 情報の提供・公開

大阪府は、委員会から報告された情報を全国情報と併せて週報とし、各定点医療機関、一般社団法人大阪府医師会、保健所、各市町村及び学校等関係機関に広く情報を提供している。また、大阪府感染症情報センターのホームページにも感染症情報を掲載している。

4 病原体情報の収集

患者定点の中から病原体定点を選定し、これらの病原体定点から提供される検体についてウイルス検査、細菌検査を地方衛生研究所において行っている。併せて病院等が行った検査の情報収集を図っている。